

# 持続化補助金

最大

200万  
補助金

★令和元年度補正での受付開始

## 1. 補助対象の事業者とは

◎商工会地区の小規模事業者であること。

【従業員:20人以下、※卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)は5人以下】

## 2. 補助対象になる事業(取組みのイメージ例)

『経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組(新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品改良開発)や、環境変化に関する取組を支援する』

- ・店舗内装・新商品を陳列するための棚等購入し、来客数、売上アップを目指す店舗
- ・販促用チラシ作成し売上アップしたい店舗(単なる会社のPRはダメ)
- ・機械装置等を購入し売上アップを図る店舗(汎用性がある、単なる取替え更新は対象外)



## 3. 補助率と補助対象となる経費

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠 (販路開拓等)	50万円	2/3(成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4)
成長・分配強化枠 (賃上げ(最低賃金より30円以上引き上げる)や雇用を増やし事業規模の拡大)	200万円	
新陳代謝枠 (創業や後継者(アトツギ甲子園ファイナリスト)の新たな取組)	200万円	
インボイス枠 (免税事業者がインボイス発行事業者への転換)	100万円	

※【事業所自身の現状や課題を分析した上で、何を取り組めば効果的なのか整理してご相談下さい】

8回公募締切 ⇒ 令和4年 6月 3日(金) 【当日消印有効】

9回公募締切 ⇒ 令和4年 9月 中旬 【当日消印有効】

10回公募締切 ⇒ 令和4年 12月 上旬 【当日消印有効】

銀の道商工会経由 提出先: 島根県商工会連合会

問い合わせ先: 銀の道商工会 本所 0855-65-1110

仁摩経営支援センター 0854-88-2513

※要領・申請書は島根県商工会連合会HPからダウンロードできます。